

令和 7 年 第 2 回臨時会

浪 江 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 5 月 9 日 開会

令和 7 年 5 月 9 日 閉会

浪 江 町 議 会

令和7年第2回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3

第 1 号（5月9日）

議事日程	5
出席議員	7
欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7
職務のため出席した者の職氏名	8
年長議員の紹介	9
議員挨拶	9
町長挨拶	12
執行部幹部職員及び議会事務局職員の紹介	13
開会の宣告	15
開議の宣告	15
仮議席の指定	15
議長の選挙について	15
議事日程の報告	18
議席の指定	18
会議録署名議員の指名	18
会期の決定	18
副議長の選挙について	18
議席の一部変更	20
常任委員会委員の選任について	21
議会運営委員会委員の選任について	22
双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について	24
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
同意第1号の上程、説明、質疑、採決	38
日程の追加	39

発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
日程の追加	40
議会報編集特別委員会委員の選任について	41
日程の追加	41
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	42
閉会の宣告	42

浪江町告示第 7 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 7 年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 7 年 4 月 2 3 日

浪江町長 吉 田 栄 光

1 日 時 令和 7 年 5 月 9 日（金） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

3 付議事件

- （ 1 ） 議長の選挙について
- （ 2 ） 副議長の選挙について
- （ 3 ） 常任委員会委員の選任について
- （ 4 ） 議会運営委員会委員の選任について
- （ 5 ） 双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- （ 6 ） 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度浪江町一般会計補正予算（第 7 号））
- （ 7 ） 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第 1 号））
- （ 8 ） 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号））
- （ 9 ） 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号））
- （ 1 0 ） 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））
- （ 1 1 ） 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）
- （ 1 2 ） 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）

(1 3) 監査委員の選任について

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	横	字	史	年	君	2番	佐	藤	勝	伸	君
3番	鈴	木	幸	治	君	4番	山	本	幸一	郎	君
5番	紺	野		豊	君	6番	武	藤	晴	男	君
7番	紺	野	則	夫	君	8番	佐々	木		茂	君
9番	佐々	木	勇	治	君	10番	半	谷	正	夫	君
11番	松	田	孝	司	君	12番	平	本	佳	司	君

不応招議員（なし）

第 2 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和 7 年第 2 回浪江町議会臨時会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 7 年 5 月 9 日（金曜日）午前 9 時開議

年長議員の紹介

議員挨拶

町長挨拶

執行部幹部職員及び議会事務局職員の紹介

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙について

（第 1 号の追加 1）

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 副議長選挙について

日程第 5 議席の一部変更

日程第 6 常任委員会委員の選任について

日程第 7 議会運営委員会委員の選任について

日程第 8 双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について

日程第 9 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度浪江町一般会計補正予算（第 7 号））

日程第 10 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第 1 号））

日程第 11 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号））

日程第 12 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号））

日程第 13 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））

日程第 14 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）

日程第 15 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（浪江

町国民健康保険税条例の一部改正について)

日程第 16 同意第 1 号 監査委員の選任について

(第 1 号の追加 2)

追加日程第 1 発委第 4 号 議会報編集特別委員会設置に関する決議
(案)

(第 1 号の追加 3)

追加日程第 2 議会報編集特別委員会委員の選任について

(第 1 号の追加 4)

追加日程第 3 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

出席議員（１２名）

1 番	横 字 史 年 君	2 番	佐 藤 勝 伸 君
3 番	鈴 木 幸 治 君	4 番	山 本 幸一郎 君
5 番	紺 野 豊 君	6 番	武 藤 晴 男 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	佐々木 勇 治 君	10 番	半 谷 正 夫 君
11 番	松 田 孝 司 君	12 番	平 本 佳 司 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 栄 光 君	副	町 山 本 邦 一 君
副	町 成 井 長 祥 君	教	育 笠 井 淳 一 君
代 表 監 査 委 員	宮 口 勝 美 君	総 務 課 長 兼	選挙管理委員会書記長
企 画 財 政 課 長	吉 田 厚 志 君	住 民 課 長	柴 野 一 志 君
産 業 振 興 課 長	蒲 原 文 崇 君	農 林 水 産 課 長 兼	農業委員会事務局局長
住 宅 水 道 課 長	金 山 信 一 君	建 設 課 長	宮 林 薫 君
市 街 地 整 備 課 長	今 野 裕 仁 君	健 康 保 険 課 長	松 本 幸 夫 君
浪江診療所事務長兼	仮設津島診療所事務長	介 護 福 祉 課 長	木 村 順 一 君
中 野 隆 幸 君			
会 計 管 理 者 兼			
出 納 室 長 兼			
津 島 支 所 長 健 一 君		教 育 総 務 課 長	鈴 木 清 水 君
生 涯 学 習 課 長 兼			
浪江町公民館長兼			
浪江町図書館長	岡 秀 樹 君		

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	次				
		中	野	タ	華	子	君	
書				記				
		岡	本	ち	り	君		

今 野 長 雄 一 君

◎年長議員の紹介

○事務局長（中野タ華子君） 皆様、おはようございます。

このたびは、去る4月に行われました町議会議員選挙においてご当選されましたこと誠にありがとうございます。

私は、事務局長の中野タ華子と申します。

本臨時会是一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

よって、出席議員の中で最年長である半谷正夫議員が臨時議長となります。

半谷議員、議長席にお着き願います。

〔臨時議長着席〕

（午前 9時00分）

○臨時議長（半谷正夫君） ただいま事務局長から紹介されました半谷正夫です。

このたびの浪江町議会議員一般選挙は、いまだ多くの町民が町外に避難しているという困難な状況の中での闘いでありました。皆様は、この選挙戦を見事に勝ち抜かれまして議席を獲得されたことは誠にご同慶に堪えない次第でございます。ここに心からお祝いを申し上げます。

さて、私、最年長者として、地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、よろしく申し上げます。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承ください。

傍聴される方に申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

◎議員挨拶

○臨時議長（半谷正夫君） お諮りします。今後、議会議員として同じく籍を置く者として、簡単な自己紹介を含めたご挨拶をお願いしたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（半谷正夫君） 異議なしと認めます。

それでは、これより挨拶をお願いします。

1番、横字議員からお願いします。

○1番（横字史年君） 仮議席番号1番、横字史年と申します。
自己紹介させていただきます。

愛知県出身で、現在、幾世橋に在住しております。私の経歴を簡単に申し上げますと、愛知県の新城市というところで育ち、愛知県新城市において、市長に若者条例の制定を求めた新城ユースの会というものを2013年に立ち上げました。そして、2014年に条例が可決されて、日本で2例目、福井県鯖江市に続く若者議会が制定されて、そちらで2期2年務めたのが地方自治に深く関わるようになったきっかけです。その後、大学進学を機に、東北地方に震災ボランティアとして来るようになりました。その後、ご縁をいただき、浪江に住むようになりました。

私が今回の選挙で皆様にお伝えしたスローガンは「みんなで変える。みんなで帰る。」というものです。こちらは、まず、町をみんなで変革し、そして、2番目の帰る、これは帰宅という、帰還という意味ですけれども、どのような形で皆さんが帰還するか、それを再定義して、皆様に新たな浪江町をつくろうという思いから、皆様に広く伝えたものです。

長くて短いような4年間になると思います。この4年でどのような変革できるのか、皆様と一緒に進めていけたらと思います。どうぞご指導、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（半谷正夫君） 2番、佐藤勝伸議員。

○2番（佐藤勝伸君） 皆様、おはようございます。佐藤勝伸でございます。

浪江町出身、浪江町生まれ、浪江町出身です。

まずは、この場を借りて、町長、議員の皆様、そして町役場の職員の皆様に心より感謝を申し上げます。震災から立ち上がり、廃墟と化したこの町をここまで見事に復興させた皆様の努力には本当に感謝いたしました。

私は、この4年前に帰還したんですけれども、そのきれいになった町の様子、今でも忘れることができません。

本日、新人議員として初めてこの場に立つ機会をいただき、大変光栄に思っております。任期中は、町民の皆様の期待に応え、地域の発展と町民の幸福を最優先に考え、真心を持って全力で取り組む所存です。これからの活動においては、皆様のご支援とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○臨時議長（半谷正夫君） 3番、鈴木幸治君。

○3番（鈴木幸治君） おはようございます。

8年ぶりに議員ということで、お世話になります。8年間のブラ

ンクの中で、いろいろ自分なりに勉強はさせてもらったというふうに感じております。

12年前も3番というくじを2回引きしました。今回も3番を2回引きしました。トータル4年間無事に議員という職を務めさせてもらった場合には、3番を8年間やるような形になると思います。誰にも渡したくありません。よろしくお願いします。

○臨時議長（半谷正夫君） 4番、紺野豊君。

○4番（紺野 豊君） 4番の紺野豊であります。

4年間、1期目終わりました、2期目を迎えましたけれども、今度の4年間については、持続可能なまちづくりのため、町当局と連携しながら頑張ってまいりますので、よろしくお願いします。

○臨時議長（半谷正夫君） 5番、武藤晴男君。

○5番（武藤晴男君） 仮議席番号5番、武藤晴男といいます。よろしくお願いします。

私は、2期目の議員になります。この2期目の4年間で基本からもう一度勉強し直して、真っ当な議会運営に携わらせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○臨時議長（半谷正夫君） 6番、紺野則夫君。

○6番（紺野則夫君） 紺野則夫でございます。

こうやってまた新たな気持ちで皆さんの顔を拝見しますと、執行部のほうが非常に多いと。いや、もう本当にこんなに執行部多かったのかなというふうな、改めて今感じました。

3期目に向けて、皆さんと一緒に様々な諸問題に立ち向かっていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（半谷正夫君） 7番、佐々木茂君。

○7番（佐々木茂君） 佐々木茂です。

今回当選させていただきまして、3期目に入りました。町民の福祉のために、向上のために、一生懸命努力をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（半谷正夫君） 9番、松田孝司君。

○9番（松田孝司君） 松田孝司といいます。おかげさまで4期目に入らせていただきました。

私は、今年の7月で谷津田に戻って8年目に入ります。これから町で暮らしながらも、皆さんの声を聞いて町政に生かしたいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○臨時議長（半谷正夫君） 10番、佐々木勇治君。

○10番（佐々木勇治君） おはようございます。佐々木勇治でございます。

4期目に入りますけれども、初心を忘れずに4年間頑張っていきたいと思うので、よろしくお願いします。

○臨時議長（半谷正夫君） 11番、平本佳司君。

○11番（平本佳司君） 皆さん、おはようございます。仮番号11番の平本でございます。

4期目を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

○臨時議長（半谷正夫君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 12番、山本幸一郎です。

私はこれで5期目になるんですが、震災前の議員は私独りになってしまいました。

震災前の議員から多くのことを教えていただきましたので、皆様と一緒にそれを実行しながら、町のためにやっていきたいと思えます。よろしくお願いします。

○臨時議長（半谷正夫君） 最後になりましたが、半谷正夫です。

議長席を離れることができませんので、議長席からご挨拶させていただきます。

私も今度で3期目。震災以降、15年目に入っています。

吉田町長を中心として、執行部の人といろいろ話をしながら、町民ともできるだけ多く会話をし、町の復興を、微力ではありますが、皆さんと一緒に進めていきたいと思えます。よろしくお願いします。

◎町長挨拶

○臨時議長（半谷正夫君） 続いて、町長よりご挨拶をお願いします。
町長。

〔町長 吉田栄光君登壇〕

○町長（吉田栄光君） おはようございます。町長の吉田栄光であります。

それでは、本日ここに改選後初の浪江町議会臨時会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る4月20日に執行されました議会議員一般選挙におきまして、町民の皆様の厚い信託を受けられ、見事当選の栄に浴されましたことを心よりお祝いを申し上げます。

本年は、第三次復興計画の前期計画の最終年度であります。これまでの様々な取組によって着実に復興は前に進んでおりますが、町が目指す将来の姿となる「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち」を実現し、未来の子供たちに継承していくためには、今後も多くの困難に立ち向かっていかなければなりません。

重要な課題として、先人より受け継いだ町のかげがえのない財産である農林水産業の再興、町のにぎわいを取り戻すための新たな産業と雇用の創出、町民が安心して生活するための子育て環境・学校教育、生涯学習環境の充実、いまだ町の面積の８割を占める帰還困難区域の再生、浪江駅周辺を核とした中心市街地整備、ゼロカーボンシティの推進などが挙げられ、これらの重要課題を解決し、将来にわたっての持続可能なまちづくりを推進していくためには、議会と行政が協力し、連携しながら一丸となって取り組むことが必要不可欠であると考えているところであります。

議員各位におかれましては、これまでの経験、知見を基に、これらの諸課題に町執行部と共に向き合っていただき、復興をこれまで以上に前に前進させ、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

結びに、議員各位と共に歩む道を大切にし、よりよいまちづくりに向けて全力で取り組んでまいりますので、ご協力を切にお願いを申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

◎執行部幹部職員及び議会事務局職員の紹介

○臨時議長（半谷正夫君）　続きまして、執行部幹部職員の紹介を副町長よりお願いします。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　おはようございます。副町長の山本邦一と申します。どうぞよろしくお願いします。

私のほうから、町の幹部職員並びに代表監査委員のほうを紹介させていただきます。

まず初めに、皆様から向かって左側１列目になりますが、副町長の成井祥でございます。

次に、向かって右側、１列目でございますが、教育長、笠井淳一でございます。

○教育長（笠井淳一君）　笠井でございます。よろしくお願いします。

○副町長（山本邦一君）　その隣になりますが、代表監査委員、宮口勝美でございます。

○代表監査委員（宮口勝美君）　よろしくお願いします。

○副町長（山本邦一君）　次に、各担当の課長を紹介させていただきます。向かって左側、２列目になりますが、総務課長兼選挙管理委員会書記長、戸浪義勝です。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（戸浪義勝君）　戸浪です。よろしくお願いします。

- 副町長（山本邦一君） 企画財政課長、吉田厚志です。
- 企画財政課長（吉田厚志君） 吉田です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（山本邦一君） 産業振興課長、蒲原文崇です。
- 産業振興課長（蒲原文崇君） 蒲原です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（山本邦一君） 農林水産課長兼農業委員会事務局長、大浦龍彌です。
- 農林水産課長兼農業委員会事務局長（大浦龍彌君） 大浦です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（山本邦一君） 住宅水道課長、金山信一です。
- 住宅水道課長（金山信一君） 金山です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（山本邦一君） 建設課長、宮林薫です。
- 建設課長（宮林 薫君） 宮林です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（山本邦一君） 市街地整備課長、今野裕仁です。
- 市街地整備課長（今野裕仁君） 今野です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（山本邦一君） 次に、向かって右側の1列目でございますが、会計管理者兼出納室長兼津島支所長の西健一です。
- 会計管理者兼出納室長兼津島支所長（西 健一君） 西でございます。よろしくお願いいたします。
- 副町長（山本邦一君） 教育総務課長、鈴木清水です。
- 教育総務課長（鈴木清水君） 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。
- 副町長（山本邦一君） 生涯学習課長、長岡秀樹です。
- 生涯学習課長兼浪江町公民館長兼浪江町図書館長（長岡秀樹君） 長岡です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（山本邦一君） 介護福祉課長、木村順一です。
- 介護福祉課長（木村順一君） 木村です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（山本邦一君） 住民課長、柴野一志です。
- 住民課長（柴野一志君） 柴野です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（山本邦一君） 健康保険課長、松本幸夫です。
- 健康保険課長（松本幸夫君） 松本です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（山本邦一君） 浪江診療所事務長兼仮設津島診療所事務長、中野隆幸です。
- 浪江診療所事務長兼仮設津島診療所事務長（中野隆幸君） 中野です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（山本邦一君） 以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。
- 臨時議長（半谷正夫君） それでは、議会事務局の職員をご紹介します。

○事務局長（中野タ華子君） それでは、議会事務局の職員を紹介します。

事務局長の中野タ華子です。よろしくお願いいたします。

次長の今野雄一でございます。

○次長（今野雄一君） 今野です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（中野タ華子君） 書記の岡本ちりでございます。

○書記（岡本ちり君） 岡本です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（半谷正夫君） 以上で紹介を終わります。

◎開会の宣告

○臨時議長（半谷正夫君） ただいまの出席議員数は12人であります。

定足数に達しておりますので、令和7年第2回浪江町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○臨時議長（半谷正夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（半谷正夫君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着座の議席とします。

◎議長の選挙について

○臨時議長（半谷正夫君） 日程第2、議長の選挙についてを行います。

選挙の方法については、投票または指名推選のどちらの方法にするかお諮りします。

3番。

○3番（鈴木幸治君） 無記名での投票でお願いいたします。

○臨時議長（半谷正夫君） 無記名投票という声がありましたが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（半谷正夫君） 異議なしと認めます。

それでは、選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

傍聴人につきましても移動をご遠慮ください。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（半谷正夫君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、横字史年

君及び2番、佐藤勝伸君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名、すなわち議長にした
い方1人の氏名を記載してください。

なお、白票は無効になりますので、ご注意ください。

○臨時議長（半谷正夫君） 投票用紙配付のため、暫時休議します。
（午前 9時20分）

○臨時議長（半谷正夫君） 再開します。
（午前 9時20分）

○臨時議長（半谷正夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（半谷正夫君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。
会議規則第29条第2項の規定により、職員に点検させます。
事務局、点検をお願いします。
[投票箱点検]

○臨時議長（半谷正夫君） 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願
います。

[事務局長、点呼投票]

○臨時議長（半谷正夫君） 投票漏れはありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（半谷正夫君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
1番、横字議員、2番、佐藤議員、前のほうにお願いします。
[開 票]

○臨時議長（半谷正夫君） 開票の結果を報告します。
投票総数 12票
有効投票 12票
無効投票 0票です。
有効投票のうち、
山本幸一郎君 8票
平本佳司君 4票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票の4分の1ですので3票です。

したがって、山本幸一郎君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（半谷正夫君） ただいま議長に当選された山本幸一郎君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

それでは、議長に当選された山本幸一郎君、登壇でご挨拶をお願いします。

〔議長 山本幸一郎君登壇〕

○議長（山本幸一郎君） 改めまして、おはようございます。

ただいま議長選挙におきまして、議長に選ばれました山本幸一郎です。

皆さんと浪江町の復興、そして、明るい住みよい町を目指して、今も頑張ってきました。

しかし、現実とはまだ復興も遠いところで、まだまだ議員として皆さんと一緒に頑張らなくてはならないと思っております。

執行部と一丸になって、新しい住みよい、そして町民が住みやすい町を目指して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。（拍手）

○臨時議長（半谷正夫君） これをもちまして、臨時議長の職務は全て終了しました。皆様のご協力により円滑に終了することができました。ご協力ありがとうございました。（拍手）

それでは、山本幸一郎議長、議長席にお着きください。

○臨時議長（半谷正夫君） 暫時休議します。

（午前 9時34分）

○議長（山本幸一郎君） それでは、再開します。

（午前 9時35分）

○議長（山本幸一郎君） 資料をタブレット端末へ格納するため、暫時休議します。

（午前 9時35分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前 9時38分）

◎議事日程の報告

- 議長（山本幸一郎君） 引き続き議事日程第1号の追加1により会議を続けます。
-

◎議席の指定

- 議長（山本幸一郎君） 日程第1、議席の指定を行います。
議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着座の議席を指定します。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本幸一郎君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、横字史年君、2番、佐藤勝伸君を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（山本幸一郎君） 日程第3、会期の決定を議題とします。
お諮りします。今臨時会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日限りと決定します。
-

◎副議長の選挙について

- 議長（山本幸一郎君） 日程第4、副議長の選挙についてを行います。
選挙の方法については、投票または指名推選のどちらかの方法にするかお諮りします。
3番、鈴木議員。
○3番（鈴木幸治君） 無記名での投票でお願いいたします。
○議長（山本幸一郎君） ただいま投票という声がございました。選挙は投票で行うことにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。
それでは、選挙は投票で行います。
議場を閉鎖いたします。
傍聴人につきましても移動をご遠慮ください。
[議場閉鎖]
○議長（山本幸一郎君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、鈴木幸治君並びに4番、紺野豊君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名、すなわち副議長にしたい方1人の氏名を記載してください。

なお、白票は無効となりますので、ご注意ください。

○議長（山本幸一郎君） 投票用紙配付のため暫時休議します。
（午前 9時42分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。
（午前 9時43分）

○議長（山本幸一郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。
会議規則第29条第2項の規定により、職員により点検させます。
事務局、点検をお願いします。
[投票箱点検]

○議長（山本幸一郎君） 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。
[事務局長、点呼投票]

○議長（山本幸一郎君） 投票漏れはありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 投票を終わります。
開票を行います。
3番、鈴木幸治君並びに4番、紺野豊君、開票の立会いをお願いいたします。
[開 票]

○議長（山本幸一郎君） 開票の結果を報告します。
投票総数 12票
有効投票 11票
無効投票 1票です。
有効投票のうち、

佐々木勇治君 9 票

平本佳司君 1 票

佐々木茂君 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票の 4 分の 1 ですので 3 票です。

したがって、佐々木勇治君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（山本幸一郎君） ただいま副議長に当選された佐々木勇治君が議場におられます。

会議規則第33条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

それでは、佐々木勇治君より登壇でご挨拶をお願いいたします。

〔副議長 佐々木勇治君登壇〕

○副議長（佐々木勇治君） おはようございます。

お許しをいただきまして、一言挨拶を申し上げます。

第 2 回浪江町議会臨時会において、副議長のご選任を賜り、誠に光栄であるとともに、責任の重さをひしひしと痛感しております。

私の役目は、議長を補佐し、皆様方のお力添えをいただきながら、円滑なる議会運営と議会のさらなる活性化に努めてまいり所存であります。どうか同僚議員の各位におかれましては、今後ともなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶に代えさせていただきます。（拍手）

◎議席の一部変更

○議長（山本幸一郎君） 日程第 5、議席の一部変更を行います。

先ほどの議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議席の一部を変更します。

議席は、慣例により 4 番が議長、9 番が副議長の議席となり、順次移動した議席をもちまして、議席番号と指定します。

○議長（山本幸一郎君） 暫時休議します。

（午前 9 時 5 6 分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前 9 時 5 8 分）

○議長（山本幸一郎君） ここで全員協議会開催のため11時まで休議と

します。

(午前 9 時 5 8 分)

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

5 月から10月までクールビズを実施しております。そのため各議員においては、節度ある範囲での軽装を許可しております。また、軽装しない自由にも配慮しております。執行部におきましても、趣旨をご理解ください。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

(午前 1 1 時 0 0 分)

◎常任委員会委員の選任について

○議長（山本幸一郎君） 日程第 6、常任委員会委員の選任についてを行います。

常任委員会委員は、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになりますが、指名に当たっては第二希望までの希望を取り、休憩中にこれを取りまとめたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

これからお配りする用紙に氏名及び希望する委員会の第一希望、第二希望欄に丸印を記入の上、事務局長へ提出願います。

○議長（山本幸一郎君） 暫時休議します。

(午前 1 1 時 0 1 分)

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

(午前 1 1 時 1 3 分)

○議長（山本幸一郎君） お諮りします。タブレット端末の格納の名簿のとおり、常任委員会委員を指名したいと思います。順不同ですので、ご容赦願います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員は、タブレット端末の格納の名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、委員長及び副委員長については、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選することになっています。

これより総務常任委員会は第1委員会室、産業建設常任委員会は第2委員会室、文教厚生常任委員会は第3委員会室において、それぞれ委員長及び副委員長を互選されるようお願いします。

その際、議会運営委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の推薦についても協議してください。いずれの委員も委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになりますが、指名に当たっては先例に倣い、各常任委員会から委員長ほか1名を議会運営委員会委員とし、副委員長1名と産業建設常任委員会からもう1名を議会報編集特別委員会委員として推薦していただきたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 暫時休議します。

（午前11時15分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前11時35分）

○議長（山本幸一郎君） ただいまそれぞれの常任委員会において、総務常任委員会委員長に半谷正夫君、副委員長に横字史年君、産業建設常任委員会委員長に松田孝司君、副委員長に佐藤勝伸君、文教厚生常任委員会委員長に紺野則夫君、副委員長に紺野豊君が互選されましたので報告します。

資料につきましては、本会議終了後にタブレット端末に格納いたします。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（山本幸一郎君） 日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。議会運営委員会委員については、さきに各常任委員会で推薦していただきました。これにより議会運営委員会委員をタブレット端末に……

○議長（山本幸一郎君） 暫時休議します。

（午前11時36分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前11時38分）

○議長（山本幸一郎君） お諮りします。議会運営委員会委員については、さきに各常任委員会で推薦をしていただきました。これに基づき、議会運営委員会委員には、タブレット端末の格納のとおり半谷正夫君、佐々木茂君、松田孝司君、武藤晴男君、紺野則夫君、鈴木幸治君を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

なお、委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになります。

これより委員の方は全員協議会室にお集まりいただき、委員長及び副委員長を互選されるようお願いします。

○議長（山本幸一郎君） 暫時休議します。

（午前 11 時 44 分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前 11 時 51 分）

○議長（山本幸一郎君） ただいま議会運営委員会において、委員長に鈴木幸治君、副委員長に武藤晴男君が互選されましたので、報告いたします。

資料につきましては、本会議終了後、タブレット端末に格納いたします。

○議長（山本幸一郎君） ここで昼食休憩のため1時まで休憩します。

（午前 11 時 52 分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午後 1 時 00 分）

○議長（山本幸一郎君） ここで議会運営委員会開催のため暫時休議します。

（午後 1 時 00 分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午後 2 時 02 分）

◎双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○議長（山本幸一郎君） 日程第8、双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙についてを行います。

双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙につきましては、双葉地方広域市町村圏組合規約第5条第1項の規定により、4名を選挙することになります。

選挙の方法については、投票または指名推選のどちらかの方法にするかお諮りいたします。

6番、武藤晴男君。

○6番（武藤晴男君） 選挙と指名推選ありますけれども、私は指名推選でお願いしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） その他ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） なければ、指名推選という声がございます。

選挙は指名推選で行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

それでは、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

それでは、双葉地方広域市町村圏組合議会議員については、横字史年君、松田孝司君、佐々木勇治君、山本幸一郎君の4名を指名します。

お諮りします。ただいま指名した諸君を双葉地方広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

ただいま指名しました諸君が双葉地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま双葉地方広域市町村圏組合議会議員に当選された横字史年君、松田孝司君、佐々木勇治君、山本幸一郎君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第9、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度浪江町一般会計補正予算（第7号））についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、令和6年度浪江町一般会計補正予算（第7号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、地方交付税や各事業費が確定したことにより、令和6年度予算の整理等を行ったものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億645万円を減額し、歳入歳出予算の総額を301億2,524万5,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、議案集、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

議案集の13ページをご覧ください。

失礼いたしました。

それでは、まず、歳入の主なものからご説明をさせていただきます。

款2 地方譲与税から、15ページの款8 環境性能割交付金までにつきましては、交付額の確定に伴います増額となっております。

款10 地方交付税につきましては、特別交付税の確定に伴う増額となっております。

16ページにお進みください。

款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金2,305万8,000円の減につきましては、主に節2 被災者支援総合交付金におきまして、町内コミュニティ再生支援事業実績に伴う減額となっております。

同じく項3 委託金、目1 総務費委託金4,103万円の減につきましては、主に17ページの節3 福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金におきまして、町道修繕事業費実績及び別補助金への財源振替などによる減額となっております。

18ページをご覧ください。

款15 県支出金、項2 県補助金、目4 農林水産業費県補助金1億3,407万9,000円の減につきましては、主に営農再開支援補助金実績に伴う減額となっております。

19ページをご覧ください。

款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金2,082万3,000円の増につきましては、浪江町行財政長期安定化基金利子をはじめとした基金利子の確定に伴います予算の増となっております。

20ページをご覧ください。

款18繰入金、項2基金繰入金、目2浪江町復旧・復興基金繰入金1億6,095万9,000円の減及び目7浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金繰入金4億8,818万円の減につきましては、駅周辺整備事業に係る一団地の整備事業及び棚塩地区に整備をするRE100産業団地整備事業などの実績に伴います減額となっております。

21ページをご覧ください。

款20諸収入、項3受託事業収入、目2教育費受託事業収入2,039万6,000円の減につきましては、主に文化財発掘調査受託費実績に伴います減額となっております。

22ページをご覧ください。

ここからは、歳出のご説明となります。

款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費1,839万2,000円の増につきましては、主に節24積立金において、浪江町行財政長期安定化基金の利子及び、次ページをご覧ください。次ページにございます運用益の積立てに伴う増額となっております。

同じく目6企画費1億3,745万7,000円の増につきましては、主に節23償還金、利子及び割引料におきまして、基金型で整備をしましたカントリーエレベーターの精算完了に伴います福島再生加速化交付金国庫返還金の減及び節24積立金において、後年度の復興事業の財源とするため、浪江町復旧・復興基金への積立てに伴います増となっております。

目8自治振興費1,599万9,000円の減につきましては、主に節12委託料におきまして、町内コミュニティ再生支援業務委託料の実績に伴います減額となっております。

24ページをご覧ください。

目14移住推進費2,219万2,000円の減につきましては、主に節12委託料において、駅前交流施設設計委託料実績に伴います減額となっております。

28ページをご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費2,389万4,000円の減につきましては、主に節27繰出金におきまして事業実績に伴う介護保険特別会計繰出金の減額となっております。

32ページをご覧ください。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 4 営農再開支援事業費 1 億 4,013万5,000円の減につきましては、主に、次ページにございます節18負担金、補助及び交付金において各種営農再開支援に係る補助実績に伴う減額となっております。

36ページをご覧ください。

款 7 商工費、項 1 商工費、目 6 企業誘致促進費 1 億7,438万6,000円の減につきましては、主に節14工事請負費において棚塩 R E 100 産業団地造成工事实績に伴います減額となっております。

37ページをご覧ください。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路維持費2,408万3,000円の減につきましては、主に節14工事請負費において道路修繕工事实績に伴います減額などとなっております。

同じく款 8 土木費、項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費2,421万9,000円の減につきましては、主に節24委託料において発注者支援業務委託料実績に伴います減額となっております。

目 5 まちづくり整備事業費 1 億7,090万円の減につきましては、駅周辺整備に関わります一団地整備事業における公有財産購入費及び物件移転補償費実績などに伴う予算の減額となっております。

39ページをご覧ください。

款10教育費、項 3 中学校費、目 1 学校管理費3,952万円の減につきましては、主に節16公有財産購入費においてなみえ創成小・中学校敷地購入実績に伴います予算の減額となっております。

40ページをご覧ください。

項 4 社会教育費、目 2 文化財保護費2,147万円の減につきましては、主に節12委託料において一般埋蔵文化財発掘調査委託実績に伴う減額となっております。

10ページにお戻りください。

10ページは、第 2 表継続費補正変更でございます。

款 7 商工費、項 1 商工費、事業名棚塩 R E 100産業団地造成工事につきましては、令和 6 年度分の支払いが確定したため、令和 6 ・ 7 年度の年割額を変更するものでございます。

続きまして、第 3 表繰越明許費補正追加でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名光ケーブル移設工事につきましては、県道幾世橋小高線改良工事において、福島県相双建設事務所が発注した N T T 柱移設工事の年度内完了が困難となり、福島県が事業を繰越しをしたことに伴いまして、町の事業も翌年度へ明許繰越しをするものでございます。

最後に、41ページは補正予算後の基金の運用状況となっております。

す。後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度浪江町一般会計補正予算（第7号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第10、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、令和6年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を93万9,000円とするものであります。

詳細については、生涯学習課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 詳細説明。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、承認第2号について、事項別明細書より説明いたします。

48ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。

款1繰入金、項1基金繰入金、目1文化及びスポーツ振興基金繰入金54万円の減となります。

次に、款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金40万4,000円の増となります。

続きまして、歳出になります。

49ページをご覧ください。

款2助成費、項1助成費、目1助成費70万の減、次に、款3基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金20万4,000円の増。

50ページをご覧ください。

最後に、款4予備費、項1予備費、目1予備費40万5,000円の増となります。いずれも事業費確定による補正となります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第11、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、令和6年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,316万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を35億2,074万3,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（松本幸夫君） それでは、予算書、事項別明細書により説明いたします。

57ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金7,138万8,000円の減につきましては、各種県補助金の交付額の確定等によるものでございます。

次に、款5 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金89万7,000円の増につきましては、国民健康保険財政調整基金の令和6年度分の利子収入によるものでございます。

次に、款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金267万4,000円の減につきましては、出産育児一時金の事業確定により、国保特会への繰入金を減とするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

58ページをお開きください。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 療養給付費5,512万2,000円の減及び目2 療養費237万4,000円の減につきましては、いずれも給付実績額の確定により不用額を減とするものでございます。

以下、款2 保険給付費につきましては、全て同様に給付実績額の確定により不用額を減とするものでございます。

続きまして、59ページをお開きください。

下段、款4 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査費94万8,000円の減につきましては、主に特定健診委託料で、

健診受診者数の減によるものでございます。

続きまして、60ページをお開きください。

款5 基金積立金、項1 基金積立金、目1 国保基金積立金89万8,000円の増につきましては、国民健康保険財政調整基金への積立金利子でございます。

最後に、款8 予備費272万3,000円の減につきましては、財源調整によるものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第12、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、令和6年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第

4号)について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ917万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億4,651万4,000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 議案書、事項別明細書の67ページをご覧ください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料997万9,000円の増は、収入見込みによるものです。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金245万9,000円の増は、交付決定によるものです。

次に、68ページをご覧ください。

款5県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金224万2,000円の減は、交付決定によるものです。

次に、款7繰入金、項1一般会計繰入金、目2地域支援事業繰入金652万7,000円の減、目3低所得者保険料軽減繰入金1,293万5,000円の減、目4その他一般会計繰入金5,000円の増は、一般会計繰入金の確定によるものでございます。

次に、70ページをご覧ください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費693万5,000円の減、目3施設介護サービス給付費600万円の減は、給付見込みによるものです。

71ページをご覧ください。

款3地域支援事業費、項3包括支援事業・任意事業費、目1包括支援事業・任意事業費876万9,000円の減は、節11役務費及び節12委託料の事業費確定によるものです。

72ページをご覧ください。

款6予備費1,244万4,000円の増は、歳入歳出調整によるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、承認第4号は承認することに決定しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第13、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、令和6年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ288万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,765万7,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（松本幸夫君） それでは、予算書、事項別明細書により説明いたします。

79ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目2 普通徴収保険料288万9,000円の減につきましては、保険者であります福島県後期高齢者医療広域連合において、上位所得者等が確定した

ことによる補正でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

80ページをお開きください。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金288万9,000円の減につきましては、保険者であります福島県後期高齢者医療広域連合において、上位所得者等が確定したことによる補正でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、承認第5号は承認することに決定しました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第14、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、地方税法等が改正されたことに伴う浪江町税条例の一部

改正について、専決処分の承認を求めるものであります。

詳細については、住民課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、浪江町税条例の一部を改正する条例について、承認第6号資料によりご説明申し上げます。

なお、関連する改正につきましては、一括してご説明いたします。また、改正に伴う条項ずれ等による改正につきましては説明を省略させていただきたいと思いますので、ご了承願います。

それでは、88ページをお開きください。

初めに、2、主な改正の概要でございます。

初めに、公示送達関係でございます。

第18条ですが、公示送達に関する規定の整備で、公示送達の方法について、省令改正に併せて改正を行うものでございます。

現在、役場の掲示場に掲示することで行っている公示送達について、浪江町のホームページに公示事項を表示する措置を取るとともに、役場の事務所内に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで、公示送達を行うことが可能とするものでございます。

続きまして、18条の3については、略称規定を修正するものでございます。

なお、施行日は地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日でございます。

次に、個人町民税関係でございます。

第34条の2でございますが、年齢19歳以上23歳未満の特定親族について、既存の扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合でも新たに特別控除を設け、控除の額が段階的に逡減する仕組みの特定親族特別控除制度を創設されることに伴い、所得控除を追加するものでございます。

続きまして、89ページをご覧ください。

第36条の2でございますが、ただいまご説明いたしました34条の2改正に伴い、特定親族特別控除の適用を受けようとする者は確定申告を必要とすることを記載したものでございます。

続きまして、第36条の3の2でございますが、こちらも34条の2改正に伴い、特定親族の把握が必要となることから、給与所得者の扶養親族等、申告書の記載事項に特定親族の有無を追加するものでございます。

続きまして、第36条の3の3でございます。こちらも第34条の2改正に伴い、特定親族の把握が必要となることから、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に特定親族の有無を追加する

ものでございます。

なお、施行日は令和 8 年 1 月 1 日でございます。

次に、軽自動車税関係でございます。

第82条でございますが、軽自動車税区分追加に伴う改正を行うもので、原動機付自転車のうち二輪のもので、総排気量125cc以下のかつ最高出力が4.0キロワット以下のものに関わる軽自動車税種別割の税率を2,000円とする規定を新たに設けるものでございます。

次に、第89条でございますが、第82条改正に伴い、減免申請事項の改正をするものでございます。

次に、第90条でございます。軽自動車税種別割の減免規定において、運転免許証の提示の定めがあることから、個人番号カードと一体化した運転免許証に対応した改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和 7 年 4 月 1 日の予定でございます。

次に、町たばこ税関係でございます。

附則第16条の2の2でございます。加熱式たばこの課税方式の見直しでございます。加熱式たばこの課税方式を見直し、2段階に分けて、1本当たりの税額を紙巻きたばこ同等にするものでございます。

こちらの施行日は令和 8 年 4 月 1 日を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、承認第6号は承認することに決定しました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第15、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、地方税法施行令が改正されたことに伴う浪江町国民健康保険税条例の一部改正について、専決処分の承認を求めるものです。

詳細については、住民課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 承認第7号資料によりご説明申し上げます。

107ページをお開きください。

初めに、2の主な改正内容をご覧ください。

第2条につきましては、課税限度額の改正でございます。基礎課税額について65万円を66万円に、後期高齢者支援金等課税額について24万円を26万円とするものでございます。

次に、第23条でございますが、軽減判定所得の基となる所得判定基準額を5割軽減の対象となる世帯については、被保険者数等の数に乘すべき金額について29万5,000円を30万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯については、被保険者数等の数に乘すべき金額について54万5,000円を56万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

ただいま説明いたしました第2条及び第23条、いずれも中・低所得者の国民健康保険税の負担の軽減を図ること、また、国民健康保険税の被保険者間の公平性の確保等を目的に見直しを行うものとなっております。

次に、3、施行期日等でございます。この条例は令和7年4月1日からの施行とするものでございます。この条例による改正後の浪江町国民健康保険税の条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度までの国民健康保険税についてはなお従前の例によることとなります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、承認第7号は承認することに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第16、同意第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

○議長（山本幸一郎君） 暫時休議します。

（午後 2時45分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午後 2時47分）

○議長（山本幸一郎君） 本案の審議に当たり、地方自治法第117条の規定により、5番、紺野豊君の退場を求めます。

〔5番 紺野 豊君退場〕

○議長（山本幸一郎君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 同意第1号 監査委員の選任についてご説明をいたします。

本案は、任期満了に伴い、新たな監査委員を選任するため、地方

自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るものであります。

今回選任いたします紺野豊氏につきましては、人格が高潔であり、町の財務管理、行政運営等に関し見識を有しており、適任であると考えておりますので、ご同意くださるようお願いをいたします。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより同意第1号 監査委員の選任についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山本幸一郎君） 起立多数です。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

5番、紺野豊君の入場を認めます。

〔5番 紺野 豊君入場〕

○議長（山本幸一郎君） 暫時休議します。

（午後 2時49分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午後 2時50分）

◎日程の追加

○議長（山本幸一郎君） お諮りします。タブレット端末に格納しましたとおり、発委第4号 議会報編集特別委員会設置に関する決議（案）を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、発委第4号 議会報編集特別委員会設置に関する決議（案）を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 追加日程第1、発委第4号 議会報編集特別

委員会設置に関する決議（案）を議題とします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（山本幸一郎君） 議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

3 番、鈴木幸治君。

〔議会運営委員長 鈴木幸治君登壇〕

○議会運営委員長（鈴木幸治君） 議運長の鈴木でございます。

私のほうから提案理由を申し上げます。

議会だよりを発行するに当たり、特別委員会の設置を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発委第 4 号 議会報編集特別委員会設置に関する決議（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、発委第 4 号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（山本幸一郎君） お諮りします。タブレット端末に格納しましたとおり、議会報編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加

し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議会報編集特別委員会委員の選任について

○議長（山本幸一郎君） 追加日程第2、議会報編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会報編集特別委員会委員については、さきに各常任委員会で推薦をしていただきました。これによりに基づき、議会報編集特別委員会委員には、タブレット端末の格納のとおり横字史年君、佐藤勝伸君、平本佳司君、紺野豊君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君を議会報編集特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、委員長並びに副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっています。これより委員の方は第1委員会室にお集まりいただき、委員長並びに副委員長を互選されるようお願いします。

○議長（山本幸一郎君） ここで暫時休議します。

（午後 2時55分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午後 3時11分）

○議長（山本幸一郎君） ただいま議会報編集特別委員会の委員長に紺野豊君、副委員長に横字史年君が互選されましたので、報告します。

資料につきましては、本会議終了後にタブレット端末に格納いたします。

◎日程の追加

○議長（山本幸一郎君） お諮りします。タブレット端末の格納のとおり委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

○議長（山本幸一郎君） 追加日程第3、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長並びに議会報編集特別委員会委員長からタブレット端末に格納した申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査又は調査の申出があります。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（山本幸一郎君） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議は閉じます。

これをもって、令和7年浪江町議会第2回臨時会を閉会いたします。

（午後 3時20分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会臨時議長 半 谷 正 夫

浪江町議会議長 山 本 幸 一 郎

署 名 議 員 横 字 史 年

署 名 議 員 佐 藤 勝 伸